

(介護予防)訪問入浴介護 | ライフ訪問入浴センター訪問入浴介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ライフリンクスが開設するライフ訪問入浴センター（以下「事業所」という）が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護等」という）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師及び介護職員（以下「訪問入浴介護従事者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問入浴介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問入浴介護従事者は、要介護者等心身の状況、希望及びその置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

二 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 ライフ訪問入浴センター
- 二 所在地 東京都荒川区西日暮里5-23-3 冠第2ビル2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問入浴介護等の提供に当たるものとする。

二 訪問入浴介護従事者

看護師 2名以上	}	うち1名以上常勤
介護職員 4名以上		

訪問入浴介護従事者は、指定訪問入浴介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日月曜日から土曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定訪問入浴介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問入浴介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は、料金表によるものとする。当該指定訪問入浴介護等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じてその1割、2割、3割の額とする。

- 一 指定訪問入浴介護等の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な技術をもって懇切丁寧に行なうことを旨とし、1回の訪問につき、指定訪問入浴介護等は看護職員1名及び介護職員2名をもって行い、これらの者のうち1名をサービス提供の責任者とする。なお、利用者の身体状況が安定しており、入浴により、利用者の身体的状況に支障を生ずる恐れがないと認められた場合、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を派遣することができる。
- 二 サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際し、安全及び清潔の保持に留意し、利用者の身体に直接触れる設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
- 三 次条の通常事業の実施地域を超えて行う指定訪問入浴介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて1Kmにつき、50円

- 四 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常事業の実施地域は、荒川区、台東区、足立区（一部）、文京区（一部）、北区（一部）、墨田区（一部）の区域とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 一 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 一 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

三 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問入浴介護従事者は、訪問入浴介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ当該指定訪問入浴事業者が定めた協力医療機関へ連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 指定訪問入浴介護事業所は、訪問入浴介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

二 継続研修(感染症予防・まん延防止への取り組み、利用者の人権擁護、虐待防止やハラスメント等を中心に) 継続研修 年2~4回

三 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

四 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

V この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ライフリンクスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条

一 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

二 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条

一 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

二 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

三 虐待防止のための指針を整備する。

四 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

五 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年8月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

<訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業所 運営規程 料金表>

訪問入浴介護費

		(単位数)	費用額(10 割分)	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3割)
全身入浴	1回につき	1,266	14,432 円	1,443 円	2,886 円	4,329 円

* 清拭又は部分浴(洗髪、陰部、手足等の洗浄)の場合 上記単位数 × 90/100

* 介護職員 3 名が訪問入浴介護を行った場合 上記単位数 × 95/100

【その他加算】

介護予防訪問入浴介護費

		(単位数)	費用額(10 割分)	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
全身入浴	1回につき	856	9,758 円	975 円	1,951 円	2,927 円

* 清拭又は部分浴(洗髪、陰部、手足等の洗浄)の場合 上記単位数 × 90/100

* 介護職員 3 名が訪問入浴介護を行った場合 上記単位数 × 95/100

【その他加算】

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1 月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費＋各種加算・減算の単位数		
	要件	処遇改善加算の単位数	利用料(10 割分)
	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業所	介護報酬総単位数×9.4% ※1 単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1 単位の単価
初回加算	初回のサービス提供を行う前に利用者の居宅を訪問し訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合を評価する		
	要件	初回加算の単位数	利用料(10 割分)
	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業所	200単位	左の単位数×1 単位の単価